

横浜市都市計画提案に係る事前相談の手続きに関する要綱

制 定 平成 20 年 3 月 31 日 都地ま第 2072 号  
最近改正 令和 3 年 8 月 1 日 都地ま第 404 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市都市計画提案に関する手続き要領（平成 20 年 3 月 31 日制定 局長決  
裁まち都計第 3351 号）第 3 条の規定に基づく事前相談の手続きに関する必要な事項を定め、横浜  
市に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に先立ち事前相談及び必  
要な助言を行うことにより、計画提案に対する評価及び当該計画提案に係る開発事業の調整を円  
滑に進めることを目的とする。

(事前相談)

第 2 条 計画提案を行おうとする者は、計画提案及び当該計画提案に係る開発事業（以下「計画提  
案等」という。）に関する事前相談を行うことができる。

2 前項の相談は、計画提案等を行おうとする土地の存する地域を所管する都市整備局の担当課に  
行うものとする。

(事前相談書の提出)

第 3 条 前条の事前相談を行う者（以下「相談者」という。）は、計画提案の「企画段階」及び「都  
市計画提案書提出前の段階」において、計画提案等に対する横浜市の助言を求めることができる。

2 前項の助言を求めるときは、都市計画提案事前相談書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して  
地域を所管する都市整備局の担当課に提出するものとする。

(助言)

第 4 条 都市整備局長は、前条の都市計画提案事前相談書について、必要があると認めるときは、  
相談者に対し、助言を行うものとする。

2 都市整備局長は、前項の助言の内容を検討するため、横浜市都市計画提案等事前調整委員会を  
設置する。

3 都市整備局長は、第 1 項の助言を行うために、必要に応じて専門家等の意見を聞くことができ  
る。

4 第 1 項の助言は、都市計画提案の事前相談に関する助言書（第 2 号様式）によるものとする。

(事前相談書等の公開)

第 5 条 都市整備局長は、「都市計画提案書提出前の段階」における事前相談書及び助言書を、当該  
計画提案を踏まえた都市計画決定等の告示のあった日又は都市計画決定等をする必要がないと判  
断した旨及びその理由を当該計画提案をした者に通知をした日まで、都市整備局地域まちづくり  
部地域まちづくり課において閲覧に供するとともに、ウェブページに掲出するものとする。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

都市計画提案事前相談書（企画段階・提案書提出前段階）

（提出先）

都市整備局長

（相談者）

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

電話番号\_\_\_\_\_

○土地情報

計画の位置	横浜市 区		
面積	h a		
筆数		土地所有者等の数	
区域区分	市街化区域・市街化調整区域		
地域地区等	用途地域（ 地域） 風致地区（第 種） 高度地区（第 種） 建ぺい率（ %） 容積率（ %） その他（ ）		
その他の制限			
他の手続きの協議進捗状況			

○相談内容

都市計画提案（変更・決定）の内容		
当提案のまちづくりにおける意義		
土地利用計画	開発事業等の目的	
	開発事業等の概要	
	その他	
公共の福祉に寄与できる事項		

- ※ 添付書類 (1) 位置図  
 (2) 都市計画図（写）  
 (3) 土地利用計画図  
 (4) 公図  
 (5) その他都市整備局長が必要と認める書類

※ 「都市計画提案書提出前の段階」に提出された都市計画提案事前相談書は閲覧に供します。

都市計画提案の事前相談に関する助言書

住所  
氏名 様

都市整備局長

年 月 日に提出されました都市計画提案事前相談書について、横浜市都市計画提案に係る事前相談の手続きに関する要綱第4条の規定により、次のとおり助言します。

相談 の 土地	所在地	横浜市 区
	面積	h a
助言 事項		